

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

さいたま市

2 構造改革特別区域の名称

さいたま市立学校特例特別免許状授与特区

3 構造改革特別区域の範囲

さいたま市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 市の情勢

本市は、平成13年5月に、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての人口100万都市として誕生し、令和3年には市制施行20周年の節目の年を迎えた。

近代以降、この地域は、歴史的にも地理的にも密接した関係から都市化の進展に併せて一体的な生活圏が形成され、戦後、我が国の高度経済成長とともに、行政、経済、芸術・文化等、埼玉県の中核的な機能を担ってきた。

平成元年、後の「さいたま新都心」周辺地域に国の18機関が移転されることが決まると、関東圏域の行政、経済、文化をけん引する一体的な中枢地域として首都機能の一翼を担うことへの期待感から、合併の機運が急速に醸成されるに至り、平成13年5月に「さいたま市」が誕生した。

平成15年4月に指定都市へと移行し、平成17年4月には、岩槻市との合併を実現した。

令和5年4月には、人口134万人を超え、首都圏有数の大都市として順調に発展してきたところである。

本市は、大宮駅やさいたま新都心など、広域交流のポテンシャルや、見沼田圃や荒川などの首都圏有数の自然環境を生かし、豊かな市民生活を実現するため、都市と市民生活の視点から、「広域交流都市の形成」「持続的活力都市の形成」「生活文化都市の形成」「環境共生都市の形成」という4つの基本目標に沿って統合的・計画的な都市づくりを推進している。

(2) 教育行政計画

本市では、総合振興計画「2020 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」のもと、平成21年3月に策定した「さいたま市教育総合ビジョン」に基づき様々な教育施策を展開

してきた。そして、本市の教育施策の成果と課題、さらに、平成 29 年度に児童生徒、保護者、校長、教職員を対象として実施した「教育についてのアンケート調査」の結果等を踏まえ、令和元年度からの 10 年間の本市教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、平成 31 年 3 月に「第 2 期さいたま市教育振興基本計画」を策定した。

本計画は、本市の教育の今後 10 年間を見据えた基本理念等を示す「さいたま市教育ビジョン」と計画開始後の事業・取組を示した「さいたま市教育アクションプラン」で構成される。

さいたま市教育ビジョンの基本理念としては、「人生 100 年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」を掲げている。これにより、全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を活かした魅力ある教育を推進している。

(3) 教育に係る取り組み

本市では、すべての子供たちの可能性を最大限に伸ばし、社会をよりよく生きる資質・能力をはぐくむ先進的で質の高い教育を実現するため、以下のとおり、さいたま市教育ビジョンの基本理念を体現する様々な取組を行っている。

ア 「さいたま STEAMS 教育」の推進

AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日では、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められる。

本市では Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術・リベラルアーツ)、Mathematics (数学) に Sports (スポーツ) を加え、それぞれの教科で獲得した資質・能力を教科等横断的に活用する「さいたま STEAMS 教育」を推進している。

令和 4 年度からは、児童生徒一人ひとりのワクワクを大切に、STEM を主軸として、各教科等ではぐくんだ資質・能力を活用しながら課題を解決する授業プログラム「STEAMS TIME」を、全国の自治体として初めて、教育課程に位置付けて実施している。

こうした取組を通して、全ての子どもたちが探究的な学びの入り口に立ち、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付け、実社会で新しい価値を生み出す力を育成している。

イ 読解力向上に向けた学習指導の充実

Society5.0 時代では、課題を解決する中で、デジタル端末を使用し、様々なコン

テンツを比較・関連させながら、主体的に読み解いていく力が求められる。とりわけ、文章や図表などの多様なテキストから必要な情報を探し出し、信頼性や妥当性を慎重に評価しながら読むといった、いわゆる PISA 型読解力は必要不可欠である。

そこで、国語科での学習を基盤として、全ての教育活動の中で、「つなげて読む」「比べて読む」「重ねて読む」活動を充実するとともに、ICT を効果的に活用し、文章のような「連続型テキスト」や図表のような「非連続型テキスト」など、多種多様なテキストを読み解き活用する力を育成する。

そして、情報に振り回され、反射的な反応や表層的な理解に留まる「消費する読み」ではなく、興味・関心を拡充し、感動の共有や真理を追求する「探究する読み」ができる児童生徒の育成を目指していく。

ウ 「さいたま市理数教育推進プログラムの推進

児童生徒の理数に係る問題を主体的に解決する力の育成を図るため、教員の指導力の向上による質の高い授業の展開を行っている。そのための手立てとして「知的好奇心や探求心を高める学習活動の充実」や「自然の事物・現象にかかわる体験や数学的活動の充実」など「授業改善5つの重点」を示している。

さらに、理数教育に係る研究指定や、研究成果の市立小・中学校での共有をすることで理数教育の質を深めるとともに、「理科観察実験支援事業」の推進により、観察・実験の充実を図っている。「さいたま市 CST 事業」では、「観察・実験実技研修会」を開催し、市全体の理科教育の水準向上に取り組んでいる。

エ 「グローバル・スタディ」の推進

令和元年度全国学力・学習状況調査中学校英語の平均正答率が 47 都道府県 20 政令指定都市の中で全国 1 位となり、また、国が中学校卒業段階で 5 割を目標に掲げている英語力 (CEFR A1 相当以上) に達した生徒の割合が令和 3 年度 86.3% に達するなど、自他ともに認める「日本一の英語教育」を展開している。

「グローバル・スタディ」で培った「英語が話せること」を強みとし、これまでの取組に加え、多様性を理解しながら社会とつながっていく力をはぐくむため、国際ジュニア大使が実施している海外とのオンライン交流の実績を生かし、ジュニア大使以外の希望者にも海外とオンラインで交流できる仕組みの構築に取り組んでいる。

オ 「さいたま市小・中一貫教育」の推進

義務教育 9 年間を見通した教育課程の編成と指導体制の構築を一体的に推進している本市の小・中一貫教育は、繰り返し国の視察を受け入れるとともに、文部科学省の調査研究協力者会議で本市の取組事例が参考にされる等、その先進的な取組が、国からも注目をされている。

国において、新しい時代の学びの環境整備として、小学校高学年の教科担任制の推進に係る専科教員における定数改善が実現したことを受け、系統的で専門性の高い教科指導による教育の質の向上に向けて、「さいたま市小・中一貫教育」のより一層の充実を図っている。

具体的には、小学校と中学校の学びの連続性を強化する中心的な手段として導入を進めている「さいたま市小学校教科担任制」は、実践モデル校を拡充し、実践研究を力強く推進することで、その研究成果を域内に周知できるようにしている。

また、学校種を越えた小・中学校教員の弾力的な人事配置を行い、「越境」による小学校教員と中学校教員のそれぞれの強みのコラボレーションを図るとともに、その成果を生かし、新しい『さいたま市小・中一貫教育』カリキュラム』の在り方について、具体的に研究を進めている。

さらに、ICTの効果的な活用により、空間的・時間的制約を越えた小・中学校の交流を充実することで、年間を通じた日常的な連携を図っている。

カ 「さいたまエンジン」や金融経済教育における探究的な学びの充実

予測困難な時代を担う子どもたちには、これまでのキャリア教育ではぐくんできた資質・能力に加え、「起業家的資質・能力」を身に付けることが求められている。こうした背景を踏まえ、新たな「キャリア教育」の一環として、企業と地域のリソースを基にした中学生による企業へのビジネス提案を取り入れた問題解決型学習「さいたまエンジン」を推進している。地元の新しい可能性（リソース）を発見し、地域をよりよくするためにイノベーションを起こしていく探究活動を、令和8年度までに全ての市立中・中等教育学校59校で順次実施していく。

また、金融経済の分野で、働くことを通してお金を得ること及び将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解すること等、児童生徒に基礎的な金融リテラシーを身に付けさせることが重要とされている。そこで、小学校10校を実践モデル校として指定し、金融経済に関する知識習得にとどまらず、よりよく生きていくことについて主体的に考える力を育成するため、教科等横断的かつ探究的な学びの充実を図っている。

このような取組を通して、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できるよう、児童生徒一人ひとりに「生きる力」をはぐくんでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

独自の教育施策や本市ならではの様々な特色ある取組により、全国トップクラスの教育を確立してきた本市においては、さらに教育の質を深め、より発展的に本市教育の基本理念を実現するために、デジタル化の優位性をより高度に活用しながら、子どもたちの興

味関心を引き出し、主体的に学びを得るような学びの場を作るとともに、より実践的かつ専門的な教科の学びを推進しつつ、さらに教科横断的に学びをつなぐことで、広い視点から学び、考え、議論し、表現する過程から、実社会に生きるうえで必要な力を獲得するための教育が必要となる。

特別免許状制度は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教師として学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るものである。

国においては、学校の教員組織は、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく必要があることから、同じ様な背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識経験等を持つ人材で構成されることが望ましいとの考えを示し、優れた知識経験等を有する社会人等を積極的に登用し、多様な専門性を有する教員組織の構築を図ることが求めている。また、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）においては、小学校高学年からの教科担任制の本格導入が示されており、小学校においても、特定の教科に関する専門的な知識経験等を有する者が教員として活躍する可能性が高まっている。

本計画は、特別免許状制度を活用し、専門的かつ多様な知識や社会経験、民間ならではの柔軟な発想を有する民間人材を積極的に迎え入れることで、特色ある教育施策を推進するさいたま市ならではの地域特性を活かした学校教育づくりを行い、本市教育の基本理念の実現の一層の推進を図るものである。

各学校では、「さいたま市 GIGA スクール構想」のもと、児童生徒一人ひとりに情報端末が整備され、基本的な知識の理解や定着だけでなく、教科の学びをつないだり、獲得した知識を基に議論したり、発表したりする表現活動においてもデジタルが駆使され、教育 DX により学校の授業風景は大きく変貌している。そして、全教職員が優れた授業や取組をデジタルプラットフォームで積極的に共有し、「教える」から「学ぶ」授業への改革を目指してきた。

次には、「さいたま市スマートスクールプロジェクト」を立ち上げ、民間企業と連携しながら ICT を活用することで、学校における「学び方」「教え方」「働き方」の改革し、もって教育 DX を実現する段階に迎えている。

子どもたちが授業で学んだ知識を教科横断的に捉え、様々な課題や疑問を解決するために WEB 検索や文献検索などの情報収集、アンケートの実施、収集した情報の整理や分析をしたり、考えをまとめ、他者にプレゼンテーションをしたりする等の社会で必要となる力をますます身に着けていくためには、従来より培ってきた教育の質に加えて、企業や研究機関等の民間人材による多様かつ豊富な社会経験と専門性を活かした大胆かつ斬新で ICT を駆使した授業方法の導入が効果的であり、デジタルプラットフォームを活用することで、市内全域にその効果が波及することが期待できる。

本計画の意義は、政令指定都市として教員の任命権を有し、採用選考を独自に実施する本市において、教員採用選考と特例措置を利用した特別免許状の授与を一体に行うことにある。

具体的には、一つ目に、本市の教育の基本理念や目指すべき方向性にふさわしい民間人材をより効果的に活用することができるようになり、教育 DX の進展と本市の教育の様々な取組を高度に発展させることが期待できるとともに、本市教育の基本理念の実現に寄与すると考える。

二つ目に、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和 4 年 12 月 19 日中央教育審議会）においては、民間企業における採用の内々定時期の早期化により、就職活動者の心理的な不安から、教師を目指していても先に民間企業に就職先を決めてしまうといった事例から、教員採用選考の早期化の必要性を示している。この点について、教員採用選考の実施後に、特別免許状授与の申請準備、都道府県教育委員会への申請、教育職員検定の受検、特別免許状の授与となる現行のスケジュールにおいては、実質的な内々定時期は特別免許状の授与により決定されることとなり、教員採用選考と特例措置を利用した特別免許状の授与を本市において一体的に行うことで、内々定時期を縮めることが可能となり、優秀な人材の確保という点において、本市教育の質の向上に寄与するものと考ええる。

さらに、三つ目としては、本市が、特別免許状の活用によって、学校教育に民間人材を積極的に導入し、多様な人材の活躍によって先進的な教育を構築するモデルとなることで、その効果は全国に波及し、我が国全体の教育の質が向上することを期待する。

6 構造改革特別区域計画の目標

将来の変化を予測することが困難な時代において、社会の変化に主体的に向き合い、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出し、新しい時代を担う子どもたちの資質・能力を育成していく必要がある。

本市では、2030 年はもとより、その先の 22 世紀までを見据え、先進的で質の高い教育を戦略的に展開し、子どもたちが夢と自信を持ち、可能性に挑戦する力の育成を目指している。

本市が特別免許状の授与者となり、優れた知識経験等を有する社会人を採用することで、本市ならではの特色ある教育の質を深めることができると考える。これにより、子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付け、実社会で新しい価値を生み出す力を育成することを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画により、民間人材の多様な社会経験や知識を活かして、本市の教育の特色を最大

限に実行する学校づくりを行う。そして、その取組は、デジタルプラットフォームの活用によって、市内全校にその効果が波及することが期待でき、市内全域の活性化に寄与する。

また、本市の教育において、子どもたちは、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて、様々な課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出す力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力等、これからの社会を生き抜くために必要な力をはぐくむことができる。このような将来を担う子どもたちの育成は、本市のみならず、我が国の発展につながるものとなる。

8 特定事業の名称

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項なし

別紙（特定事業番号：830）

1 特定事業の名称

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

さいたま市教育委員会

3 当該規制の特別措置の適応の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

さいたま市

(2) 設置位置

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(3) 設置時期

構造改革特別区域計画の認定の日

(4) 事業により実現する行為等

令和7年4月1日付け採用者より、さいたま市教育委員会による特別免許状の授与を実施する。当該採用者は、令和6年度実施以降の教員採用選考試験の特別選考合格者を対象とする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の意義

本市では、本市教育の今後10年間を見据えた基本理念等を示す「さいたま市教育ビジョン」のもと、「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」をテーマに掲げている。これにより、全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきたことは、特筆すべき特性であるといえる。

本市における教育の質をさらに深め、より発展的に本市教育の基本理念を実現するためには、本市が特別免許状の授与権者となり、政令指定都市として本市独自に行う教員採用選考と特別免許状の授与を本市において一体に行うことが必要である。

具体的には、一つ目に、本市の教育の基本理念や目指すべき方向性にふさわしい民間人材の採用をより効果的かつ効率的に行うことが可能となり、教育DXの進展と本市の教育の様々な取組を高度に発展させることが期待できるとともに、本市教育の基本理

念の実現に寄与するものと考える。

二つ目に、民間企業における採用の内々定時期の早期化により、就職活動者の心理的な不安から、教師を目指していても先に民間企業に就職先を決めてしまうといった事例が懸念される中で、本市独自の特別免許状授与により、特別免許状の授与までを含めた内々定時期の早期化の実現が可能となり、優秀な人材の確保という点において、本市教育の質の向上に寄与するものと考える。

三つ目としては、本市が、特別免許状の活用によって、学校教育に民間人材を積極的に導入し、多様な人材の活躍によって先進的な教育を構築するモデルとなることで、その効果は全国に波及し、我が国全体の教育の質が向上に寄与するものと考える。

(2) 具体的な展開

本市では、「さいたま市教育ビジョン」における基本理念のもと、本市教育が目指す人間像を「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」としている。そして、本市の教育が目指す人間像の実現に向け、これまで本市が取り組んできた様々な教育施策をさらに磨き、市民一人ひとりが、自己実現を図っていくうえで推進力となる、「PLAN THE NEXT 3つのGで 日本一の教育都市へ」という考えを掲げ、以下のように、22世紀を見据えた教育施策を展開する。

ア やり抜く力で『真の学力』を育成すること

- ・学校の教育活動を通して、子どもたちの学びの下支えとなる、前向きに挑戦しやり抜く力や自制心、責任感、規範意識、社会性、自己肯定感・自己有用感、豊かな情操、他者への思いやり等を養っていく。
- ・子どもたちが、生涯にわたって質の高い学びを重ね、自分の頭で考え抜いて「新しい価値」を生み出す知的にタフな人間として成長を遂げるため、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度等をはぐくむ、質の高い教育を展開していく。

イ 「国際社会で活躍できる力」を育成すること

- ・全ての教育活動を通して、よりよい世界を構築するため、多様性を受け入れ、世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を養うとともに、言語や文化で異なる人と外国語で意見を述べたり、交流したりする力を育成していく。
- ・全ての教育活動を通して、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて、グローバル社会の様々な分野において活躍できる力を育成していく。

ウ 一人ひとりの成長を支え、「生涯学び続ける力」を育成すること

- ・子どもから大人まで全ての人が、自らの能力を高め、発揮しながら自己実現を図っていくことができるよう、「学び」と「活動」が循環する、学校教育、生涯学

習を力強く推進する。

- ・本市の強みである、学校・家庭・地域・行政による連携・協働体制をさらに強め、地域の教育力を一層高めていく。

本市の教育が目指す人間像の実現のため、具体的な学習指導としては、例えば、国語科においては、読解力向上に向けたデジタル端末の活用の充実や「さいたま読解力チャレンジ」の実施などにより、複雑化する情報化社会において、デジタルコンテンツを主体的に読み解き活用する力を身に付けるなど、今日的な課題に応じた児童生徒の読解力の育成に取り組んでいる。

理数科目においては、「さいたま算数・数学チャレンジカップ」や「サイエンスフェスティバル」、「理科教育研究発表会」など、子どもたちが知的好奇心や探究心を高める学習活動を充実している。また、理数教育に係る研究指定校を設置し、研究成果を市立学校で共有する等の取組によって、教員の指導力の向上による質の高い授業を展開し、子どもたちの興味関心を引き出し、主体的に学びを得るような教育の実現に取り組んでいる。

また、英語科では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫したカリキュラムの下で、指導体制の充実、独自の教材の活用、身に付けた英語力を発揮するイベントの実施等により、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能をバランスよく学び、将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒の育成に取り組んでいる。

本市の学習指導における様々な取組について、専門的かつ社会経験豊富な民間人材の視点を取り入れることは、本市の教育がより社会的に発展することにつながるものとする。より高度に発展した本市の教育により、すべての子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、子どもたちが社会をよりよく生きること、そのための力を身に付けることが期待できる。

また、学校生活全般や進路指導においても、実社会の様々な場面で活躍してきた人材の知識や経験は有用なものであり、子どもたちが豊かな感性、表現力をはぐくみ、社会性や自主性、実践的な姿勢を身に付けることにつながるものとする。

以上のことから、特別免許状の授与は、都道府県の教育委員会に授与権限のあるところであるが、本市教育の特性により、「市町村教育委員会による特別免許授与事業」の特例措置の認定を申請する。

なお、本計画認定後、本市では、免許事務の確実な実施ができるよう、特例特別免許状の授与権者・免許管理者としての体制確保等を行っていく。具体的には、教育委員会内に免許事務に関する担当者を設置し、適切に事務を執行するとともに、埼玉県教育委員会等と連携をとりながら、関係法令に基づき特別免許状授与事業を進めていく。免許管理においては、さいたま市文書管理規則に基づき免許授与に関する文書

等を記録・保存し、適切に管理をするとともに、免許状の失効及び取上げ処分については、教育職員免許法第 10 条及び第 11 条に基づき適切に行い、官報への公告や教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 15 条第 2 項に規定する特定免許状失効者等データベースへの記録等、免許状の失効及び取上げ処分に関する事務等をすみやかに実施する。